

消費税の2割特例・3割特例が適用できるか確認しましょう

～ 令和8年度税制改正対応版 ～

青色申告会

I 令和9年分から2割特例は3割特例になります

令和8年度税制改正で、売上税額の2割を納税額とする2割特例は、個人事業者に限って、割合を3割として2年延長されました。令和9年分と10年分の確定申告では、売上税額の3割を納税額とする3割特例を選択できます（令和8年分は2割特例）。

■ 2割特例 → 令和8年分の申告で選択できます。

$$\text{売上げの消費税額} - \text{売上げの消費税額} \times 8\text{割} = \text{納付税額}$$

■ 3割特例 → 令和9年分と10年分の申告で選択できます。

$$\text{売上げの消費税額} - \text{売上げの消費税額} \times 7\text{割} = \text{納付税額}$$

■ 一般課税（原則） → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存が必要です。

$$\text{売上げの消費税額} - \left[\begin{array}{c} \text{【仕入控除税額】(実額)} \\ \text{仕入れや経費} \\ \text{の消費税額} \end{array} \right] = \text{納付税額} \\ \text{または還付税額}$$

■ 簡易課税※（選択） → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存が必要ありません。

$$\text{売上げの消費税額} - \left[\begin{array}{c} \text{【仕入控除税額】(概算)} \\ \text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率} \end{array} \right] = \text{納付税額}$$

※ 簡易課税は、記帳の負担を軽減させますが、一般課税の申告で税金が還付されるケースでも還付はありません。みなし仕入率は次の表のとおり、取引ごとに事業区分が定められています。

事業区分（みなし仕入率）	主な事業内容（事業区分は取引ごと判定します）
第一種事業（90%）	卸売業
第二種事業（80%）	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業（70%）	農業・林業・漁業（第二種に該当する部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業（60%）	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など（第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業）
第五種事業（50%）	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食店業を除く）
第六種事業（40%）	不動産業

II 2割特例・3割特例が適用できないケースがあります

次の①または②に該当する場合は、2割特例・3割特例を選択できません。一般課税か簡易課税での申告になります。簡易課税を選択する場合には、所定の期限までに税務署への届け出が必要です（裏面「Ⅲ」参照）。お早めに青色申告会にご相談ください。

- ① ことし（課税期間）の2年前（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えるとき
- ② 次の㊦や㊧などの理由で事業者免税点制度の適用が制限されるとき
 - ㊦ ことしの前年1月1日～6月30日（特定期間）の課税売上高が1千万円を超えるとき
 - ㊧ ことしが一般課税により高額特定資産（税抜き1千万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産）の仕入れをした年の翌年から2年以内のとき

（裏面参照）

課税売上高とは、消費税が課税される売上げ、車両や機械などの事業用資産の売却代金、輸出取引などの消費税が免税される売上げなどをいいます。基準期間が、㊦免税事業者のときと㊧課税事業者のときでは、課税売上高の考え方が異なります。

㊦ 免税事業者のとき … 売上高には消費税が含まれていませんので、税抜処理をしません。

売上高 1,100 万円 → 課税売上高 1,100 万円

㊧ 課税事業者のとき … 売上高には消費税が含まれていますので、適用税率ごとに税抜処理をして、その合計を課税売上高とします。

《計算例》

(適用税率が 10%)	課税売上高 550 万円	×	$\frac{100}{110}$	=	500 万円	}	合計 1,200 万円
(適用税率が 8%)	課税売上高 756 万円	×	$\frac{100}{108}$	=	700 万円		

※1 売上返品、売上値引、売上割戻などがある場合は、それらの金額を課税売上高から除きます。

※2 インボイス発行事業者の登録により、年の途中で免税事業者から課税事業者になった場合は、上記の㊦と㊧の期間に分けて計算した金額の合計が1年間の課税売上高になります。

Ⅲ 特例適用の翌年分に簡易課税を選択する場合の届出期限

2割特例や3割特例を適用して申告した翌年分に簡易課税を選択する場合は、次の表のとおり簡易課税を選択する年分の確定申告期限までに、税務署に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その年分から簡易課税を適用することができます。

特例を適用した年分	翌年から簡易課税を選択※	簡易課税選択の届出期限
令和7年分で2割特例を適用	令和8年分から簡易課税	令和9年3月31日
令和8年分で2割特例を適用	令和9年分から簡易課税	令和10年3月31日
令和9年分で3割特例を適用	令和10年分から簡易課税	令和11年4月2日
令和10年分で3割特例を適用	令和11年分から簡易課税	令和12年4月1日

※ 簡易課税は、選択した後に2年継続（事業廃止の場合を除く）しなければ選択を取りやめることができません。いちど届け出をすれば、取りやめの届け出をしない限り選択が継続されます。

Ⅳ 特例と簡易課税の納税額試算表

次の表は、1年をつうじて2割特例、3割特例または簡易課税を適用したときの納税額の目安です。消費税は所得税のような延納制度がありません。納税準備をしてください。

課税期間の課税売上高 すべてが一つの 税率・事業区分と想定	2割特例 令和8年分	3割特例 令和9・10年分	簡易課税 事業区分（みなし仕入率）						
			第一種 (90%)	第二種 (80%)	第三種 (70%)	第四種 (60%)	第五種 (50%)	第六種 (40%)	
課税売上高	税率	納税額 各欄の上段は標準税率10%、下段は軽減税率8%での試算額（単位：円）							
200 万円	10%	36,200	54,400	18,000	36,200	54,400	72,600	90,800	108,900
	8%	29,600	44,300	14,700	29,600	44,300	59,200	—	—
300 万円	10%	54,400	81,700	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	66,500	22,100	44,300	66,500	88,800	—	—
400 万円	10%	72,600	108,900	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	88,800	29,600	59,200	88,800	118,400	—	—
500 万円	10%	90,800	136,200	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	111,000	36,900	73,900	111,000	148,000	—	—
600 万円	10%	108,900	163,500	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	133,200	44,300	88,800	133,200	177,600	—	—
700 万円	10%	127,100	190,700	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	155,500	51,700	103,500	155,500	207,300	—	—
800 万円	10%	145,300	218,000	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	177,600	59,200	118,400	177,600	236,900	—	—
900 万円	10%	163,500	245,300	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	199,800	66,500	133,200	199,800	266,500	—	—
1,000 万円	10%	181,700	272,600	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000	222,100	73,900	148,000	222,100	296,200	—	—